

すべてのご家庭に 住宅用火災警報器の設置を！

1日も早い設置を……。住宅用火災警報器が大切な命・財産を守ります。

なぜ設置が必要か？

住宅火災で亡くなる方が増えています。
なくなった方の半数以上が高齢者となっています。
また死に至った原因の7割は逃げ遅れとなっています。
火災警報器は、火事をいち早く知らせしてくれます。



設置場所は？



①寝室

就寝に使用する部屋の天井
又は壁面に設置します。

②階段

就寝に使用する部屋がある階の階段の
踊場の天井又は壁面に設置します。

③台所

できるだけ設置することが望ましい(努力規定)
です。設置は熱感知式のものが効果的です。

消防法及び火災予防条例により、すべての住宅に火災警報器等の設置が義務付けられました。

◆既存住宅……平成23年5月31日までに設置が必要になります。



大切な家族の命・財産
を守ります！